

2015年3月10日
全国港湾14発第67号
港運同盟発15-第5号

国土交通省 港湾局
局長 大脇 崇 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋 義 信

港湾政策及び港湾労働に関する申し入れ

貴職におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業並びに港湾労働に関するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、港湾政策並びに、港湾運送における諸課題について、下記の通り申し入れますので、貴意回答を示され、諸課題の前進・解決促進に向けて継続的に協議されるよう要請します。

記

1. 港湾政策による港湾運送・港湾労働への影響と対策に関して

(1) 特例港湾運営会社、及び民間運営会社の推進する施策について

- ① 既存事業者(事業者団体)、及び港湾労働組合との協議なしに、事業推進・施策の実行を行わないこと。また、当該運営会社に、港湾産別協定の順守をはじめとする港湾のルール・慣行の順守を図るため、民間運営会社・港湾管理者・事業者団体・港湾労働組合で構成する4者協議機構を設け、港湾運送秩序維持と港湾労働の安定化に資するよう指導すること。
- ② バルク戦略港湾構想の推進により、国内メーカー等が移転を検討・実行することで、港湾に甚大な影響を及ぼすことが懸念される。このように、国の港湾政策によってメーカー等が移転・集約が進み、港湾労働者の雇用と既存事業者を切り捨てが起らないよう、政策的な保障措置も含め対応すること。
- ③ 非指定港への貨物のシフトという形で、政策の矛盾が露呈し、近隣の指定港の事業者と港湾労働者が切り捨てられる事態が起きている。上記②項と同様に、対策を具体化すること。
- ④ 戦略港湾に指定されていない港湾に関する、港運事業基盤の確保と港湾労働の安定施策についての検討状況を説明されたい。なお、「創貨」と「集荷」の名のもとに、これ

らの港を切り捨てることのないよう政策的措置をとること。

- (2) 三島川之江港の指定港化を直ちに決断すること
- (3) ターミナルゲートの渋滞問題は、本来、港湾のロケーションに起因するものであることに鑑み、港運労使に解決策と対応を求めないこと。ただし、対策を検討し、具体化にあたっては、その影響を考慮し、港運労使に対し事前に情報公開し、港湾サイドが疑念を抱く場合は施策の強行を行わないこと。

2. 適正料金の確保と認可料金体制をめざすことについて

- (1) 規制緩和以降の料金実態の情報開示について
 - ① 1999年～2014年度の届け出料金の現状(対前年比などで傾向を示す指標)を示す資料を開示すること(6大港・地方港、コンテナ、在来など可能な限り詳細に)。
 - ② 上記、1999年～2014年度の届け出料金にもとづく料金監査実績についての資料を開示すること。
- (2) 適正な港運事業運営と労働環境確保を阻害するダンピングを抑止するために、関係省庁(経産省・農水省・国交省海事局等)に、適正な港湾運送料金の支払いとダンピング防止を申し入れるなど、具体的対策を講じること。また、荷主(関係団体含む)・船社(関係団体含む)に、適正料金支払いの指導を徹底すること。そのため、料金監査制度に両罰規定を盛り込む措置を講ずること。
- (3) ターミナル借受料金の抜本的軽減を検討し、具体化すること。

3. 港湾労働の雇用・職域の確保、雇用安定に資する施策に係って

- (1) 港湾運送事業法と港湾労働法の整合性を図るために、現地視察による実態把握から始め、その検証を労働組合と共に行い、港頭地域の物流倉庫を含め、港湾労働法上の「港湾倉庫」を港湾運送事業者の業域・職域とする、具体的な対策に着手すること。
- (2) 実体のない企業(事実上のペーパーカンパニー)や港運労使の合意のない企業の港湾運送関連事業への届出は、受理しないよう徹底すること。また、関連事業協会に未加盟の事業者を監査し、厳しい処分によって港湾運送秩序の確立を図ること。

4. 安全・安心の港湾(港湾・海コン職場)づくりについて

- (1) 危険物貨物の取り扱いなど港湾作業の安全を確保することについて
 - ① 国際連合危険物輸送勧告を批准し、国内法(海上運送法、消防法、安全衛生法等)における危険物の概念を国際基準に整合させ、その基準で、港湾運送、海コン運送における危険物輸送の安全を担保すること。なお、現在貴省に設置している安全対策会議の検討

会議の内容について報告されたい。

- ② どのような荷姿(コンテナ詰でも)であっても、危険品(国内法規・国際法規いずれの規定もカバーする危険品)の場合は、必ず全方向から内容物の確認ができる国連番号(コンテナの場合：上面・側面)を明記(貼付)するよう義務付けること。
- (2) 石綿被害について、泉南アスベスト訴訟での最高裁判決を踏まえ、国としての責任を認め、港運労使に対策を委ねるだけでなく、被害者救済の為に基金を拠出する等、具体的施策を講ずること。
また、石綿被災者救済のための、貴省ならびに厚生労働省と港湾労使で構成する4者協議を再設置し、具体的対策を検討すること。
- (3) SOLAS条約の改正に伴い、すべてのターミナルに台貫場を設置することが求められている。したがって、台貫場の設置を積極的に促進すること。
- (4) 海上コンテナ輸送の安全などに係る課題について
 - ① 海上コンテナ安全運送法(仮称)について、今次通常国会で可決をみるよう所管官庁として必要な措置を講ずること。
 - ② 昨年申し入れた、フレキシブルバッグの損傷による事故事例(貨物の食用油が公道に漏れ落ちる)に関する、現在の対策内容について説明されたい。
また、フレキシブルバッグによる液体輸送は認めないよう措置するとともに、安全上問題のある荷姿(様式)、積み付け容器を許可しないための基準を明確に設けて、行政指導を行うこと。
 - ③ また、荷主団体、経済産業省などに、貨物情報伝達の徹底を図ること。同時に、関係者に対し、海コン運送安全ガイドラインの周知すること。
 - ④ 車輛の大型化に対応した許可基準の見直し、関係法令の改正は、45 f コンテナの公道走行を可能にするものであり、安全阻害するものである。については、45 f コンテナの公道走行を認めないこと。

以上